



公式通知第 2 号

平成 26 年（2014 WEM大会）

平成 26 年 4 月 30 日

ワールド・エコノ・ムーブ競技委員会
エコノ・ムーブ・ミニカート競技委員会

《通知事項》

競技委員会において検討した結果、『ワールド・エコノ・ムーブ』のレギュレーション(実施規定)の下記条項を以下の通り運用細則として取り扱うことに決定しましたので通知いたします。

記

1. 第 33 条 電装品及び他のエネルギー源

2 乾電池も含めて、鉛蓄電池部門は支給されたバッテリー以外の、燃料電池部門は支給された水素ボンベ以外のいかなるエネルギー源も搭載してはならない。

但し、スピードメーター、電子ホーン、燃料電池部門にあつては燃料電池及び水素ボンベの温度管理用に使用するボタン電池、大会が認めたデータロガに使用する電池、いずれも独立配線が確認できるものに限り搭載を認める。

2. 第 34 条 安全性

7 警笛：ベル又はクラクション、電子ホーンを装備すること。

以上